

呉市地域公共交通計画（仮称）策定支援業務
プロポーザル実施要領

令和 5 年 7 月

呉市地域公共交通協議会

1 趣旨

呉市地域公共交通計画（仮称）を策定するにあたり，より効率的に実現性の高い計画を策定するため「呉市地域公共交通計画（仮称）策定支援業務」を委託により実施する。本業務委託にあたっては，呉市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインを呉市地域公共交通協議会（以下「本協議会」という。）において準用し，道路運送法等に関する専門的な知識に加え，高度な技術力と実績を有する最も優れた事業者を受託優先交渉権者として選定するものです。

2 業務概要

(1) 業務の名称

呉市地域公共交通計画（仮称）策定支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

計画の策定にあたり，住民意見交換会等を通して，本市の地域特性や市域内における公共交通等の現状，需要を分析し，現状の課題を整理するとともに，解決策の立案，比較検討，目標値の設定・管理，他市の事例収集など，専門的な分析や評価手法による検討を行い，計画（素案）の作成を支援するものです。

詳細は，「呉市地域公共交通計画（仮称）策定支援業務仕様書」のとおり。

(3) 本協議会の位置づけ

呉市地域公共交通計画（仮称）の作成主体は呉市ですが，本プロポーザル及び本業務の業務委託は，本協議会が実施します。呉市は，本業務完了後，本協議会及びパブリックコメントによる意見を踏まえ，令和6年度中に呉市地域公共交通計画（仮称）を策定する予定です。

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(5) 提案限度額

9,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール

項 目	日程又は期限
① 募集開始	令和5年7月10日（月）
② 参加表明書の提出	令和5年7月20日（木）
③ 質疑書の提出	令和5年7月25日（火）
④ 参加者の質疑への回答	令和5年7月28日（金）
⑤ 企画提案書の提出	令和5年8月 4日（金）
⑥ プレゼンテーション，審査の実施	令和5年8月上旬（予定）
⑦ 選定結果の通知	令和5年8月下旬（予定）
⑧ 契約締結	令和5年8月下旬（予定）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は，次に掲げるすべての要件を満たす者としします。

- (1) 令和3～6年度呉市入札参加資格者又は呉市物品・業務委託等入札参加等有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項

- の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 令和2年度から令和4年度までの間に、地域公共交通計画の策定実績を有する者であることが望ましい。

5 参加手続き等

(1) プロポーザルに係る書類の配布

本要領等プロポーザルに係る書類は、令和5年7月10日(月)に呉市ホームページ(<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/28/shisei081211-0100.html>)に掲載し、事業者は当該ホームページから入手するものとします。

(2) プロポーザル参加意思の確認

プロポーザルに参加を希望する事業者は、提出書類等を次のとおり提出してください。

ア 提出書類等

- ・参加表明書(様式第1号)
- ・「4 参加資格要件」第6号に規定する実績を有することを示す書類。(契約書の写し等)

イ 提出期限

令和5年7月20日(木)午後5時15分(必着)

ウ 提出方法

事務局へ持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、提出期限までに事務局に必着するものとし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限るものとします。

エ 提出部数

1部

(3) 質問の受付及び回答

参加表明書を提出した事業者のうち、本要領の内容に不明な点がある場合は、**質疑書(様式第2号)**を作成し、次のとおり提出してください。

ア 提出期限

令和5年7月25日(火)午後5時15分(必着)

イ 提出方法

事務局に電子メールにより提出してください。また、質疑書の提出後、必ず、事務局に受信確認の電話をしてください。

なお、本要領及び仕様書の内容、企画提案書の作成に関連がないと事務局が判断する事項についての質問は、一切受け付けません。

ウ 質問に対する回答

提出された質疑内容及びその回答については、参加表明書を提出した全ての事業者に対し、令和5年7月28日(金)午後5時15分までに電子メールにより送信します。

なお、質問に対する回答への問合せ及び異議申立ては、一切受け付けません。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書は、A4サイズで作成し、次のとおり提出してください。

ア 提出書類

- ・企画提案書表紙(様式第3号)
- ・企画提案書(様式第4号)
- ・見積明細書(任意様式)

イ 提出期限

令和5年8月4日(金)午後5時15分(必着)

ウ 提出方法

事務局へ持参により提出してください。

エ 提出部数

正本1部、副本5部

なお、企画提案書（様式第4号）については、事務局に電子メールによりデータも提出してください。（様式のファイル形式は変更しないこと。電子メール本文と添付ファイルを含めた容量が10MBを超える場合は、大容量ファイル送信サービスを利用して送付していただくか、又はCDもしくはDVDで提出してください。）

オ その他

提出後の差し替え、追加及び返却には一切応じません。

(5) 参加申込みの辞退

参加表明書提出後やむを得ず辞退する場合は、企画提案書提出期限までに必ず参加辞退届（様式第5号）を事務局へ持参により提出してください。

6 企画提案書の記載内容

- (1) 企業概要等
- (2) 地域公共交通計画の策定実績
- (3) 組織の実施体制
- (4) 提案金額
- (5) 本業務の実施方針及び実施体制
- (6) 工程計画
- (7) 「(2) 地域公共交通計画の策定実績」のうち、貴社が最良と考える計画及びその理由
- (8) 地域公共交通計画以外の業務実績
- (9) 現時点での呉市における地域公共交通体系の基本方針とその戦略に関する考え方
- (10) 住民意見交換会の実施方針及び計画策定に資する情報を得るための工夫
- (11) 計画策定における地区カルテ（仕様書参照）の計画への反映方針
- (12) 計画の達成度の評価において、重要視すべきと考える項目及びその理由
- (13) その他独自の提案やアピールしたい事項

※企画提案は、本業務に対する具体的な取組方針について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。

7 選定方法

(1) 選定方法

企画提案内容の審査に当たっては、本協議会に設置する分科会内に、学識経験者、行政等で構成する「選定部会（以下「本部会」という。）」において、(3)に掲げる審査基準に基づき優先交渉権者（第1位候補者）を選定し、併せて第2位順位の者を次点候補者として選定します。

なお、選定は、令和5年8月上旬を予定しています。

(2) プレゼンテーション、審査の実施

選定にあたり、企画提案内容について、プレゼンテーション及び審査を実施します。

なお、日時・場所等の詳細については、参加表明書を提出した事業者に対し、別途通知するものとします。

(3) 審査基準

本要領及び仕様書等の関係書類を基本とし、提案された企画提案書及びプレゼンテーションから、次に掲げる評価項目について審査するものとします。

なお、評価基準及び配点については別表のとおりです。

ア 組織の実績

令和2年度から令和4年度までの3年間に受注した地域公共交通計画の策定支援業務の元請けとしての実績

イ 提案金額

本協議会が設定する最低制限価格以上かつ提案限度額以下となっているか。

ウ 実施方針

業務目的、内容、要件等を適切に反映した方針となっているか。

エ 実施体制

実施方針を踏まえ、適切に実施できる体制となっているか。（工程計画を含む。）

オ 企画提案内容

仕様書の内容を的確に理解したうえで、企画提案内容が、独自性や実現性を備え保ち、仕様書との整合性が図られたものとなっているか。

カ プレゼンテーション

取組姿勢，説得力

8 優先交渉権者及び非選定者に対する通知

選定結果は、令和5年8月下旬（予定）に、優先交渉権者に選定された者に対しては選定された旨を、優先交渉権者に選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により本協議会から通知します。

なお、選定の過程及び審査の内容については非公開とし、選定結果に関する異議等は受け付けません。

9 優先交渉権者の公表

優先交渉権者決定後、次に掲げる事項について、呉市ホームページ（<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/28/shisei081211-0100.html>）で公表します。

- (1) 優先交渉権者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）
- (2) 優先交渉権者が提案した提案金額
- (3) 応募者の数
- (4) 評価結果（優先交渉権者以外の氏名・名称等は符号によるものとする。）

10 提出書類の取扱い等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しません。なお、提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しません。

11 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とします。

- (1) 本要領の「2 業務概要」に定める提案限度額を超える金額による提案又は本協議会が決定する最低制限価格を下回った提案をした場合（最低制限価格は、呉市業務委託等における最低制限価格の決定等に係る事務取扱要領を準用する）
- (2) 本要領の「4 参加資格要件」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）場合
- (3) 本要領の「5 参加手続き等」に関する事項に定める参加表明書を提出しなかった場合
- (4) 本要領の「5 参加手続き等」に関する事項に定める企画提案書の提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 企画提案書その他の書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 提出された書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (7) 本部会の委員に対する働きかけなど、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- (8) その他本要領に違反すると認められた場合

12 契約手続等

本プロポーザルにより優先交渉権者となった者は、業務内容に関する協議の後、

本協議会と業務委託契約を締結する。

(1) 本業務の内容に関する協議

本業務の内容は、本協議会が示した仕様書及び優先交渉権者が提出した企画提案書を基に確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、本協議会と優先交渉権者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがあります。

なお、優先交渉権者と協議が整わなかった場合や、優先交渉権者が契約を辞退した場合は、次点候補者と協議を行うものとします。

(2) 契約手続き

本協議会は、優先交渉権者から見積書を徴収し、提案限度額の範囲内であることを確認したうえで契約を締結します。

13 その他留意事項

(1) 参加表明者が1者のみの場合においても、企画提案書の提出があれば、プレゼンテーションにより本プロポーザルを実施します。

(2) 本業務は、国土交通省の実施する地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）の交付決定を受けており、国庫補助を活用して実施する事業です。

14 事務局

本プロポーザルの事務局は、次のとおりとし、プロポーザルに係る書類は、全て事務局に提出するものとします。

なお、提出に当たっては、「5 参加手続き等」に定める事項を遵守し、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間に、事務局へ提出するものとします。

呉市地域公共交通協議会事務局（呉市都市部交通政策課内）【担当：小林，北舂】

〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

電話（0823）25-3062，3239（直通）

FAX（0823）24-9645

電子メールアドレス kotusei@city.kure.lg.jp

評価項目・評価基準・配点一覧表

評価項目		評価の着眼点	判断基準	配点
1	組織の実績	令和２年度から令和４年度までの３年間に、地域公共交通計画の元請けとしての実績があるか。	ある	適
			ない	-10
2	提案金額	提案金額が限度額以下であるか。	限度額以下である。	適
			限度額を超えている。	失格
			最低制限価格を下回っている。	失格
3	実施方針	業務目的、内容、要件等を適切に反映しているか。	目的、内容、要件等を理解し、適切に反映した実施方針となっているか。	15
4	実施体制	業務を実施する上で適切な体制となっているか。（工程計画を含む。）	実施方針を踏まえ、適切に実施できる体制となっているか。	5
5	企画提案内容	計画策定における重点をどう考えているか。	これまでの業務実績において、どういった点に重点を置き、それが加味された提案となっているか。	10
		提案する呉市における地域公共交通体系の基本方針とその戦略に妥当性があるか。	同種事業の実績を基に、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすとともに、与条件を踏まえて、呉市の実情を理解した提案となっているか。	10
		住民意見交換会の実施方針や工夫に実現性はあるか。	１８地区での住民意見交換会について、実施方針及び計画策定に資する情報を得るための工夫に実現性のある提案となっているか。	20
		計画策定における地区カルテの計画への反映方針は適切か。	地区カルテと基本方針及び戦略に整合が図られた提案となっているか。	20
		計画の達成度の評価についてどう考えているか。	計画の達成度の評価において、重要視すべきと考える項目が反映された提案となっているか。	10
6	プレゼンテーション	取組姿勢		5
		説得力		5
合計				100

（注）提案者が１者の場合には、各評価項目について、その適否を審査します。